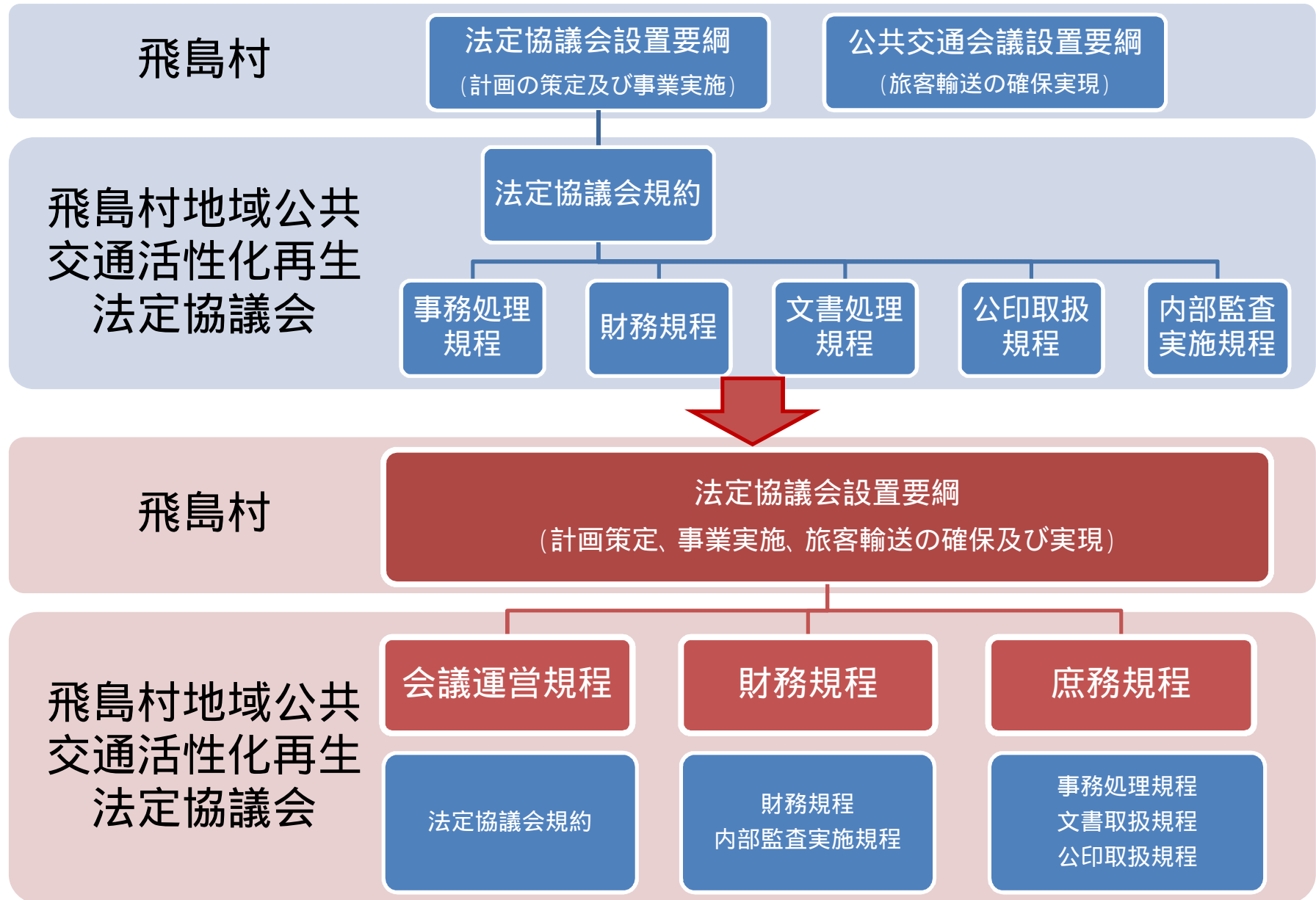


設置要綱及び各種規程等の改正フロー

資料3



飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会設置要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条 略</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項</u></p> <p>(5) <u>地方公共団体が運営する有償の公共交通事業の必要性、運賃及び料金等に関する事項</u></p> <p>(6) <u>前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 <u>協議会は、委員25人以内をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>協議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1) 住民及び利用者の代表</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 愛知運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(4) 名古屋港湾事務所長又はその指名する者</p> <p>(5) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者</p> <p>(6) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者</p> <p>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者</p> <p>(8) 愛知県、名古屋市、飛島村、名古屋港管理組合等の関係行政機関の職員で、各</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条 略</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 <u>協議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1) 住民及び利用者の代表</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 愛知運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(4) 名古屋港湾事務所長又はその指名する者</p> <p>(5) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者</p> <p>(6) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者</p> <p>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者</p> <p>(8) 愛知県、名古屋市、飛島村、名古屋港管理組合等の関係行政機関の職員で、各</p>

<p>機関の長が指名する者</p> <p>(9) 前各号に掲げる者のほか、協議会の会長が必要と認める者</p> <p>3 必要に応じて意見を求めるため、協議会にオブザーバーを置くことができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の翌年度の5月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 座長 1名</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p>2 会長は村長とし、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は副村長とし、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 座長及び監事は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>5 座長は、協議会の会議の議長となる。</p> <p>6 監事は、協議会の監査事務を行う。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>3 委員は都合により代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>4 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。</p> <p>6 会議は、原則として公開とする。</p> <p>7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ協議会</p>	<p>機関の長が指定する者</p> <p>(9) 前各号に掲げる者のほか、協議会の会長が必要と認める者</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(総会)</p> <p>第6条 協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 協議会の総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。</p>
---	---

に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第10条 協議会の出納監査は、監事が行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会会議運営規程のあらまし

第1条 目的

この規程が、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会設置要綱の規定に基づき定められたものであることを定義してあります。

第2条 公開

従前の協議会規約を踏襲し、委員の同意があれば非公開とする事項を加えました。

第3条 議長等の責務

従前の協議会規約を踏襲しました。

第4条 議事録

従前の協議会規約を踏襲しました。

第5条 議事録の公開

従前の協議会規約を踏襲しました。

第6条 傍聴

会議は、非公開の場合を除き、傍聴できる旨を定めました。

第7条 規律

会議中の規律について定めました。

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会財務規程のあらまし

第1条 目的

この規程が、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会設置要綱の規定に基づき定められたものであることを定義しています。

第2条 予算

従前の財務規程を踏襲しました。

第3条 予算の補正

従前の財務規程を踏襲しました。

第4条 予算区分

従前の財務規程に、歳出目として「使用料」を加えました。

第5条 予算の流用

従前の財務規程を踏襲しました。

第6条 出納責任者

従前の財務規程を踏襲しました。

第7条 経理責任者

従前の財務規程を踏襲しました。

第8条 現金等の保管

従前の財務規程を踏襲しました。

第9条 収入支出の手続き

従前の財務規程に規定されている「金銭の収納」と「支払方法」を踏まえ、飛島村の例によることと決めました。

第10条 収入及び支出に関する簿冊

従前の財務規程を踏襲しました。

第11条 決算等

従前の財務規程を踏襲しました。

附 則

従前の飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会財務規程及び飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会内部監査実施規程は廃止とします。

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会庶務規程のあらまし

第1条 目的

この規程が、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会設置要綱の規定に基づき定められたものであることを定義しています。

第2条 事務局

「事務局」を定義し、従前の事務処理規程で定義していた「事務責任者」を「事務局長」に改め、飛島村総務部長を充てました。

第3条 所掌事務

事務局の所掌事務を定義しました。

第4条 専決事項

一部の事務については、迅速な事務処理を可能とするため、事務局長の専決事項として決めました。

第5条 文書の取扱い

従前の文書取扱規程を踏まえ、飛島村の例によることと決めました。

第6条 公印の取扱い

従前の公印取扱規程を踏まえ、飛島村の例によることと決めました。また、経理責任者が、預貯金通帳からの出金に使用する印を、公印に加えました。

附 則

従前の飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会事務処理規程、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会文書取扱規程及び飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会公印取扱規程は廃止します。